

国民年金保険料の 免除申請をされた方へ

免除された期間の保険料と将来の年金は
どうなるの？



免除の承認を受けた年度の保険料を
平成18年度に追納する場合の額

★保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べて将来受ける年金額が少なくなります。そこで…

○これらの期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること(追納)ができます。

○追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算金が増加されます。

	全額免除	半額免除
平成 8年度の月分	16,480円	—
平成 9年度の月分	16,260円	—
平成10年度の月分	16,010円	—
平成11年度の月分	15,400円	—
平成12年度の月分	14,800円	—
平成13年度の月分	14,230円	—
平成14年度の月分	13,690円	6,840円
平成15年度の月分	13,490円	6,740円
平成16年度の月分	13,300円	6,650円
平成17年度の月分	13,580円	6,790円

免除申請をした期間内の年金額はどうなるの？



免除段階に応じて将来の年金額は減額されます。40年間全額納め続けた場合の受給月額約66,000円に比べ、全額免除では3分の1の約22,000円、半額免除では3分の2の約44,000円、7月から導入される4分の3免除(納付月額3,470円)では2分の1の約33,000円、4分の1免除(納付月額10,400円)では6分の5の約55,000円になります。未納のままでは将来無年金になるだけでなく、万一の時の障害年金や遺族年金が受けられなくなるおそれがありますが、免除手続きをしていれば、これらの受給資格にもつながります。

※金額は平成18年度の価格をもとに算出しています。

★窓口事務の延長について★

7月にひきつづき、8月も窓口事務を延長します。(具志川本庁のみ)

8月7日(月)、8日(火)の旧盆と毎週水曜日を除く、平日午後7時まで受けつけています。

また、8月12日(土)、13日(日)、26日(土)、27日(日)は、『土日年金相談』を行います。(具志川本庁のみ)

受付時間は、午前9時から午前11時30分までとなっています。お仕事などで忙しい方、免除申請をご希望の方はご利用ください。

※『土日年金相談』をご希望の方は、金曜日の午後4時30分までに電話でお申し込みくださるようお願いいたします。(平日でない、社会保険庁の記録確認が十分にできないため)

国民年金保険料の納付は、便利で納め忘れのない **口座振替** がお勧めです♪

問い合わせ 年金課本庁 ☎973-5498 石川庁舎 ☎965-5617
勝連庁舎 ☎978-7237 与那城庁舎 ☎978-2123